

## 浜田地区広域行政組合個人情報保護審査会規則

平成27年3月23日

規則第2号

### （趣旨）

第1条 この規則は、浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例（平成17年浜田地区広域行政組合条例第7号）において準用する浜田市個人情報保護条例（平成17年浜田市条例第21号）第53条の規定に基づき、浜田地区広域行政組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （庶務）

第4条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

### （その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### （経過措置）

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審査会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集するものとする。